

令和7年第2回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年6月16日（月）

○西村しのぶ議員（登壇）

おはようございます。

志政会、西村しのぶでございます。

早速ですが、通告に基づき3項目について質問いたします。

1項目めは、子どもたちの食の安全や質、量を確保するための学校給食の食材に関する取組について伺います。

学校給食は、子どもたちの日々の食事の3分の1を占め、成長期にある児童・生徒の心身の発達において極めて重要な役割を果たします。

本市のひめじ食育推進プラン策定時のモニタリング指標では、朝食を欠食する児童の割合の目標値が0%であるのに対して、小学6年生の1.7%の児童が、中学3年生では3.1%の生徒が朝食を欠食している状況となっており、そのことを鑑みるとやはり給食の占める役割は大きいと考えます。

しかしながら、現在、物価高騰の影響により、一部自治体では給食の質及び量の確保が困難となっている実態もあります。

このような中、政府は小学校における全国一律の給食無償化を令和8年度から実施し、中学校においても可能な限り早期の実現を図る方針も出されており、子どもたちの給食を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。

全国一律の無償化により、自治体においては限られた予算内で給食費を賄う必要が生じ、その結果物価高騰や米不足等の影響により給食の質や量が低下しかねず、自治体ごとに格差が生じるおそれもあります。

また、給食の質の充実については、地産地消の推進や食育の強化、有機食材の使用拡大を求める声も高まっております。

一方で、日本の食料自給率は38%にまで低下しており、第一次産業の振興や食育の観点からも地産地消のさらなる推進が必要です。

加えて、農林水産省のみどりの食料システム戦略では、2050年までに化学農薬の使用量を50%低減、化学肥料を30%低減し、有機農業の取組面積を全体の25%に拡大することを目標としており、有機食材の使用拡大は環境の持続可能性や健康増進の観点からも行政が先導的に取り組むべき重要課題でもあります。

これらのことを踏まえて、以下質問いたします。

本市の給食食材における地産地消の割合。給食食材における輸入食材の使用率。調味料は無添加のものを使用していますか。塩は天然塩を使用していますでしょうか。有機米と有機食材の使用率はそれぞれ何%ありますか。牛乳の提供について、アレルギー以外の体に合わない児童生徒への提供はどのようにされていますでしょうか。

以上、答弁を求めて私の第1項目1問目を終わります。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

お答えいたします。

本市の給食食材における地産地消の割合及び輸入食材の使用率につきましては、集計はございませんが、米は100%姫路市産を使用しております。

調味料につきましては、ソースやケチャップ等は特に無添加のものを指定しておりませんが、砂糖、塩など、もともと添加物を含まないものもございます。

塩につきましては、天然塩は使用しておりません。

有機米と有機食材の使用率はともに0%でございます。

牛乳の提供につきましては、アレルギーの場合以外では、牛乳中に含まれる乳糖の消化が困難な、いわゆる乳糖不耐症であるという医師の診断書がある場合は提供中止にすることができるとしております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

今、ご答弁いただきましたそれぞれ内容については、独自に128自治体に同じことをアンケート調査いたしました。その中で、本市の取組が優れているものもありましたが、改善を求めたい点もございました。

そのような観点から、先ほどいただいたご答弁に対して、幾つか再質問させていただきます。

まず、地産地消について、集計はないですが、米の地産地消率が100%であると回答いただきました。

この、私が取らせていただいたアンケート調査におきまして、100%地産地消のお米を使われている自治体が全体の8割でした。地産地消が実現できない東京都内などの米の生産量が少ない地域もある中で、100%地産地消を守つ

ていただいている、お米を使っていたいただいているということは、地元の米農家の皆様に感謝するとともに、本市の取組にも感謝申し上げます。

農家の成り手が減少し、米の供給量は不安定な状況です。今後も学校給食で使用することで市内の生産者を支えていただきたいと思います。

しかしながら、お米以外の野菜、果物、肉、魚といった食材の地産地消率が集計されていないというのはどのような理由がありますでしょうか。

また、今後想定されることとして給食無償化が進むと予算が厳しくなり、地元産ではなくて大量生産されたものが、ますますそういったものの使用が増えて、さらに地元生産者の経営が厳しくなるのではないかと懸念をしております。

米以外の食材も地元産を給食に使用することで本市の生産者を支えるという視点につながるとは思いますが、市の見解を伺います。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

お答えいたします。

まず、集計をしていないというところにつきましては、以前は集計等をしてたんですけども、やはり、昨今、学校給食は一定の安定量が必要ということがありますので、地元食材では市場での流通量が少なく、一定の量を確保することが難しくなっている現状がここ数年続いておりますので、そういう中で、その集計で何%ということは最近はしていないという状況でございます。

ただし、やはり地域食材を使うところにつきましては、できるだけことはしていきたいというふうに考えておりますし、食育の日というものを19日にしてるんですけども、そういう中で、姫路市産であったり、いろいろと、姫路市産を越えて兵庫県産であったりというような食材をできるだけ使うように創意工夫はしておりますし、その中で子どもたちにも食育の観点から、いろいろなことを伝えていきたいというふうに考えております。

現状は、以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

確かにその生産量ということが流通がしっかりと足りていないということは、他の議員さんからのご質問でもご答弁をいただいていたので難しい点はあるのかも分かりません。

ただ、農地があまりない自治体もありまして、例えば農地が市全体のわずか2.4%しかなくて、給食への米の自給率が0%であった泉大津市の取組ですが、こちらは農家の高齢化や資材の高騰、減反政策を続けてきたことなどから、もう既に5年前から米不足になるということを予想されて、全国の自治体と連携をして備蓄米に頼らずとも給食に必要な米の確保をしてくれています。

泉大津市の取組はすばらしいものですが、姫路にはやっぱり豊かな農地がたくさんございます。今後も気候変動や世界情勢の変化などで食材確保が困難になることもまたあるかも知れません。

それに加えてですね、運送費や人件費の高騰の影響で食材費がどんどん上がっていくということも十分予測されます。

そんな中で、給食費が無償化されても質や量を落とさないという給食を提供するためには、今から取組をしておくべきだと思いますが、このことに対する市の見解を伺います。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

物価高騰の中、限られた予算の中で給食の質と量を確保しなければならないっていうことは、子どもたちの食育の観点からもやはり重要だというふうに我々教育委員会も認識しております。

その中で、食材コストを抑えながらもしっかりと栄養教諭の方々が創意工夫した献立等を立てていただいて、子どもたちにとって、安全安心で、そしておいしい給食を提供する務めがあるというふうに思っておりますので、またいろいろな関係機関とも協議しながら、しっかりと質と量の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

続いて、輸入食材についての答弁に対する再質問をさせ

てもらいます。

輸入食材、例えばですね、パンの原料となる小麦の国内生産量は需要量の8割強を輸入に頼っています。

ですが、輸入小麦は収穫をされてから製粉作業をするまで長時間貯蔵するため、農薬が大量に使用されています。収穫後に使用する農薬は非常に濃度が高くて、小麦そのものに浸透する危険を指摘されています。

一方で、小麦に対する残留農薬の基準は、国際的な基準との整合性を図るため基準値が引き上げられました。

子どもたちの健康を考えたときに、国産小麦の使用を1つの安全基準として設ける必要はないでしょうか、見解を伺います。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

現在も姫路市の子どもたちには、本当に安全で安心で質の高い給食を提供できるように努めております。

その中で、先ほどのご指摘もございましたけれども、我々といたしましては、現状しっかりと安全安心な給食を提供できるものと認識しております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

お値段のことやら、いろんなことがあると思いますが、今ご答弁いただいたように安心なものというものを提供いただけるようお願いしたいということで、添加物についても少しお聞かせいただけます。

姫路市が使用はしていませんと答えられたアミノ酸とかブドウ糖果糖液糖が入っていない無添加の調味料。先ほど、調味料にはそういうのをちょっと考慮していますというご答弁いただきましたが、これらは111自治体から回答いただきまして、そのうちの84自治体がですね、少しはやっぱり無添加のものっていうのを気を遣って使っていますという答弁をいただいております。

また、天然塩についても、価格は高いんですが、現在の子どもたちにはミネラルが不足しているという観点から使っていますという自治体も39自治体ございました。

いずれも、子どもたちの健康を考慮して使用されています。

今後、こういったことに、先ほどから安心して安全でやりますというご答弁いただいているんですが、せっかく1つ1つにご答弁いただきましたので、この添加物と塩とかについての見解も伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

限られた給食の食材費の中で創意工夫しながら進めていきたいというふうには思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、現状でもしっかりと安全安心な給食を提供しているというふうには認識しております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

限られた食材費の中で、給食をね、少しでも安全でおいしいものを提供していただいているということはね、よく伺っております。子どもたちも喜んでいるということも聞いています。

ただこれから無償化であったり、物価高騰であったりした場合に、ちょっとやっぱり気をつけないと、この辺が変わってくるのではないかと懸念から聞かせていただいています。

先日、クリニックの外来で栄養指導されているお医者様から、海外では禁止されたり制限されている食品成分について、お話をお聞きする機会がたまたまございました。

このときに聞いた内容がですね、例えば、マーガリンや食パン、スナック菓子に含まれるトランス脂肪酸は、欧米では禁止または厳しい制限があるのに対して、日本では使用制限はなく、また表示をする義務もない。

保存料として使用されているソルビン酸カリウムは、菓子パンや清涼飲料水、チーズなどに使われていますが、欧米では使用料に厳格な基準がありますが、日本では多くの食品にやはり使われています。

ほかにも、欧米では子ども向け食品には警告表示や使用禁止が求められているのに対して、日本では使用可となっている添加物も多くあります。

これらの添加物だけではなく、除草剤ラウンドアップの主成分であるグリホサートも発がん性があることから欧米では使用禁止の国や制限されている国もある中、日本

では農薬としての使用が認められており、残留基準も緩和されていっています。

近年では、このような情報がSNS等で発信されて、すぐく気にして注意をして表示を見ながら食品を選んでおられるお母さんたちも増えているというふう聞いています。

教育長もまさに現在子育て中でいらっしゃると思いますので、これらの情報はご存じでしたでしょうか。

また、これらの情報に対してどのように考えられるか、ご答弁をお願いします。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

食に関しましては様々なお考えが、いろんな方がお持ちになっております。

その中で、やはり我々といたしましては、保護者の方々と一緒にやりながら、食育のことについて今後もしっかりと学んでいく、我々も学ぶし保護者の方々と一緒に学んでいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

先ほど申し上げたような成分は毎日少しずつでも積み重ねて摂取していると不健康になるリスクが高まるということが分かっているながら、日本は制限をしない。

なぜ、日本は悪いと分かっているながら使い続けているのかということ、この先生はAIに聞いてみたそうです。

そしたらAIの答えがですね、食品業界や農薬メーカーとの利害関係、国民の無関心だったそうです。

未来ある子どもたちに、大人や政治、行政の都合で摂取をさせてもいいものかと大変疑問に思いました。

せめて1日の3分の1の食事である給食にはできる限り避けていただきたいと、お約束をしていただきたいのですが、改めて見解をお伺いしてよろしいでしょうか。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

本市におきましては、現状も、子どもたちに安全安心な給食の提供に努めております。

今後もそのような形で、安全安心な給食の提供に努めてまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

できたら、添加物は避けたいですというお答えをちょうだいしたかったんですが、それも含めて、安心安全に努めるということをお答えいただいたと理解をいたします。

あとですね、次に、有機米とか有機食材の使用量が今0%であるというふうには伺いました。

今後、給食の質の向上のために、こういったオーガニック食材の使用などに行政が補助を行う予定はありますか。

例えば、千葉県佐倉市では月に2回有機米を提供してまして、慣行栽培米との差額を補助しているという回答をいただいております。

このような取組は考えられないでしょうか。できないとすれば、理由は何でしょうか。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

まず、有機米や有機食材の使用についてでございますけれども、本市では毎日約4万3,000食の学校給食を提供しております。

有機米や有機食材を導入するにはやはり給食提供に適した価格や安定的な量が必要でございますので、現状では教育委員会としましては、学校給食での提供は困難であるというふうと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

確かに人口的な問題で、できる自治体と難しい自治体というのはあるかもわかりません。

また、姫路はライスセンターでまとめて炊飯してるので、1校だけっていうこともできないのかもわかりません。

でも、いつもできないというご答弁いただくんですが、どうすればできるのかってことも今後考えていただきたいと思えます。

で、生産者に対して環境保全米、いわゆる特別栽培米の

生産に慣行栽培との差額を60キロ当たり250円補助して、そしてその特別栽培米、有機栽培米を増やすという努力をしている自治体もあります。

農林水産省に尋ねたところ、有機農業推進のための補助金制度も様々あるというふうに聞きました。

これらの補助を利用して、特別栽培米、有機栽培米の作物を増やすという推進ですね、それを給食へ提供するということは検討ができないでしょうか。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

もう少し栽培をお米を増やしたらいいんじゃないかっていうところがございますか。

教育委員会といたしましては、その辺りにつきましては、先ほど言いましたように、学校給食としては現状では不適、困難であるというお答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

給食に買い取るという保証があれば栽培される農家も増えるのではないかなと考えました。

実際、子どもたちのためならやってみようと言ってくださる農家さんもいらっしゃいます。

まずは、お米から年に1度ぐらいのスタートでいいんじゃないかなと思うんですが、今後そういった取組ができないか、また改めてご検討いただきたいと思います。

昨年夏からの米不足から、農家の高齢化や成り手不足、資材の高騰による影響など、食を取り巻く環境について様々な課題が明確になってきました。

農林水産省も備蓄米を放出するなど支援策を講じておられますが、その備蓄米もあと30万トンしかないとのこと。完全に底をついた場合は、ミニマムアクセス米というアメリカ産の輸入米を活用するという報道もありました。

しかしながら、私たちの周りには使われなくなった田んぼが広がり、次々とソーラーパネルが設置されていきます。農業を諦め、廃業する農家の方も少なくありません。

米が足りないから輸入、小麦の生産が少ないから輸入小麦を使う。本当にそれでいいのかと甚だ疑問です。

自国の食料を自国で作って食べる、それができない国に

未来があるのかと不安になります。

その中で、本市には豊かな農地、美しい水があります。姫路の先輩方が守ってきてくださいました。

そのことに感謝をしながら、安心でおいしいものを育ち盛りの子どもたちがお腹いっぱい食べられる環境、そして給食が楽しみで学校に行くっていう子どもたちが増えること、そういったことを希望します。

地域の災害にも備えるために、本市の農家を守りながら、有機農業や自然農法にチャレンジする農家を応援するための1つの方法が、給食の買取りだと改めて申し添えておきます。

本市の見解と子どもたちの食の安全、質の確保頑張りますとお答えいただきましたので、これからも、その辺りよろしく願いいたします。

要望としまして、第1項目終えて次の項目に移ります。

2項目めは、高齢化が進む姫路における人生会議（ACP）について伺います。

本市の高齢化率は現在27.56%と、人口52万人のうち4人に1人が65歳以上を占めています。

多死社会が現実化する中、市民一人一人が自らの人生の終末期について、前もって意思を表明し、話し合い、共有する人生会議ACPの重要性はますます高まっています。

本市では既に「終活支援事業—人生の結びへのマイプランニング—」として、終活情報登録やエンディングサポート支援を行っていただいております。市民が人生の終盤を見据えた準備を進めやすい環境づくりがされていること感謝を申し上げます。

しかし、終活は主に死後に向けた財産や手続面の準備であるのに対して、人生会議ACPは人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の意思決定支援が中心であり、目的やタイミングが異なる側面がございます。

また、本市の医療介護連携会議においても、早期からのACPの取組の定着化が課題として挙げられていると聞いております。

これらのことから、市が先進的に人生会議ACPを制度化して、市民の尊厳ある人生の最後を支えるまちとして先導的な役割を果たすことを期待して、以下質問いたします。

姫路市民にとって、人生会議ACPというのはどのような価値があるものとお考えでしょうか。

また、現在本市における人生会議ACPの普及啓発状況について、どのような取組がされていますか、お答えくだ

さい。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

まず、人生会議ACPとはどのような価値があるものかにつきまして、人生会議は自分がもしものときにどのような医療やケアを希望するか、どのような人生を過ごしたいかなど、あらかじめ家族と医療介護関係者が話し合い、共有する取組でございます。

本市におきましても、85歳以上の高齢者、独居の高齢者が増加する中で、人生の最期まで自分らしく暮らし続けるためには大切な取組であると考えております。

次に、人生会議の普及啓発に関する取組につきましては、令和5年度に医療介護連携会議の作業部会におきましてご提案いただいた人生会議に関するパンフレットを、令和6年度に作成いたしました。

パンフレットは、市民及び医療介護関係者への啓発を目的として医療介護関係団体や医療機関、事業所等へ配布し、また、地域包括支援センターから市民へ配布するとともに出前講座の際に活用するなど、令和6年度末までに約9,200冊を配布しております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

52万人都市のうちの25%がもう65歳以上高齢者になると。

その中で、1万部近い配布をされているとは聞いていますが、まだまだ行き届いてはないのではないかというふうに考えています。

医療関係とか介護関係者との連携状況。既に連携をさせていただいていると思いますが、作業部会等で。その連携状況や、先ほどお答えいただきました市民の認知度、実施の実態について現在課題があるとすれば、どのようなことだとお考えでしょうか。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

医療介護関係者との連携につきましては、医療介護連携会議において、地域みとりに関する作業部会を令和2年度から継続しておりまして、医療介護関係者の人生会議ACPに関する理解は深まっているものと認識しております。

課題に関しましては、健康な状態の方への普及啓発のほか、医療や介護が必要となったときにどのような医療や介護を受けたいかを話し合うための人生会議のタイミングや、周囲との共有に加え、人生の終末期においては継続した消防局との連携や、医療介護専門職間における連携体制構築のための専門職に対する啓発も必要であると考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

お医者様をはじめとする介護職等の専門職の認識、知識というのももちろん必要だとは思いますが。

ただ、市民にとっても、これが大変意義があるんだということを知っていただく、そんな機会も必要ではないかと思うんですね。

ですので、市民、先ほど言われました専門職、そして行政ですね、の連携を継続的に支える仕組みとして、それぞれの役割を明文化した条例を定めることってというのは大変意義があるんじゃないかと思えます。

既に条例を制定している自治体もありますが、本市の条例制定についてのお考えをお聞かせください。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長

お答えいたします。

本市の条例制定についての考えですが、議員ご指摘のとおり、自治体が人生会議を推進するために条例を制定することで行政や関係機関の責務が明確になり、また、市民の理解を深めることにつながると考えております。

ただ、行政の責務としましては人生会議の必要性を普及啓発することが重要であると考えており、条例制定については他都市の状況などについて調査を進めるとともに、厚生労働省が各自治体における普及啓発事例を公表しておりますので、他都市の好事例も参考にし、本市の効果的な普及啓発の取組に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのお議員。

○西村しのお議員

市民の権利として人生会議っていうのを位置づけるということで、本人が自ら自分の暮らし、今生きている今のこの現在だけではなくて、自分の生涯を通した生き方というのを考えるきっかけになるのではないかと思うので、そういった条例っていうのも必要ではないかと考えてます。

ただ、確かにいきなり条例を制定することにはいろんな課題があると思いますので、まずやっぱり市民の意識調査であるとか、地域包括支援センターによるモデル事業であるとか、もう既にやってはいただいておりますが、医療や介護職への研修体制の強化とか、そういったステップを検討していただいていってはどうかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕文健康福祉局長

お答えいたします。

議員ご指摘のとおりいろいろな手段がございますので、それらも含めて今後前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのお議員。

○西村しのお議員

本市では、医師会の先生方が既に積極的に人生会議に関するワークショップとか勉強会を継続的に開催してくださってます。

これは多分、現場でみとみや終末期を支えてくださっている先生方だからこそ、この必要性というのを強く感じておられるんだと思います。

まして今、おひとり暮らしの方であるとか、いざというときにご家族に頼れない距離があるところに住まわれているっていう方もいらっしゃいますので、必ずそういった場面に遭遇した場合にですね、意思確認をしといたらよかつたなあと思う場面が私自身にもございます。

ですので、これからも市が条例という形でできれば、行政と一体となって推進していくっていう形を取っていただきたいなというふうに思います。

既に姫路市ではですね、終活支援事業を行っていただいております、この終活支援事業と人生会議の推進が両輪となってまさに市民の命、くらし、一生を支えることにつながると思います。

このことから、人生会議に対する市の立場を明確にさせていただきますように前向きなご検討をお願いいたします、第2項目を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

では、第3項目に移らせていただきます。

3項目めは、市が発行しているひめじ男女共同参画情報誌「ウエーブレット」についてお尋ねします。

この情報誌は、市民に男女共同参画社会の重要性を広く伝え、意識の向上を図る重要な役割を担っていると認識しています。

そこで質問いたします。

まず、男女共同参画社会基本法ができた背景には、どのようなことがあるのでしょうか。

○石堂大輔議長

小林市民局長。

○小林秀祐市民局長

お答えいたします。

男女共同参画社会基本法ができた背景についてでございますが、まず国際的な動きとして国際連合が昭和50年、1975年に国際婦人年と定め、国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催されました。

また、我が国においては、昭和60年、1985年に男女雇用機会均等法を制定するとともに、国際連合の女子差別撤廃条約を批准いたしました。

このような、男女平等の実現に向けた様々な取組をさらに推進し、男女共同参画社会の形成を促進するため、平成11年、1999年に男女共同参画社会基本法が施行されたものと認識しております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのお議員。

○西村しのお議員

ありがとうございます。

今、お答えいただきましたように、女性の社会進出や国際的な動向など様々な背景があつて、国内の動向としては男女雇用機会均等法が制定されて、この男女共同参画社会基本法が成立していったというふうに認識しています。

ただ、私の見解といたしましては、この1985年の男女雇用機会均等法が施行された年から子どもの出生数が減少していることを考えると、少し疑問が残るところではありますが、個人の見解は一旦横に置いておきます。

つまり、この社会や国際的な流れに対応して、性別に関係なく平等に活躍できる社会をつくるため、男女共同参画という考えが確立され、制度化されました。

簡単に言うと、男性も女性も性別によらず尊重され、社会のあらゆる場面で活躍できることを目指すことであり、ひめじ男女共同参画情報誌「ウエーブレット」は、それに対する本市の取組を市民へ発信するための情報誌のほうです。

しかし、直近の第61号を拝見しますと、ジェンダー平等教育が大きく取り上げられております。

男女共同参画の考え方とジェンダー問題は、どちらも多様な性を尊重する社会の実現に向けて必要な点ではありますが。

しかしながら、今回の内容は、男女共同参画というよりも性の多様性を子どもたちに教える内容であり、多様な性が平等に社会で活躍するための情報に偏っているのではないですか。

男女共同参画社会の推進と、子どもへのジェンダー平等教育にどのような関係があるのかという市民からのご意見を頂戴しました。

このご意見に対する市の見解を伺います。

○石堂大輔議長

小林市民局長。

○小林秀祐市民局長

お答えいたします。

国は、男女共同参画社会基本法に基づく第5次男女共同参画基本計画において、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を施策に掲げ、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識を植えつけず、また、押しつけない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要であるとしております。

本市においても、姫路市男女共同参画プラン2027の基本目標の1つとして次世代への継承を掲げ、様々なジェンダー課題を意識した教育を推進しております。

男女共同参画社会の実現のためには、無意識に形成される固定的な性別役割分担意識による悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図る教育を推進す

ることが求められていると考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

10番 西村しのぶ議員。

○西村しのぶ議員

ありがとうございます。

先ほどご答弁いただいたように、男女共同参画社会とジェンダー平等教育に関しては、共通点もたくさんございます。

性別に基づく不平等の解消を目指すために、これらの教育が必要ということで、重なる部分もたくさんあるわけですが、違いとしましては、男女共同参画社会においては制度や政策、社会構造に焦点が当たっているのに対して、ジェンダー平等教育は教育的な価値感や個人の意識変革というものが中心となっています。

これらの関係性を持って、もちろん重なって行っていくものではあるとは思いますが、あまりにもこの偏りがありますと、この男女共同参画社会の実現に向けての労働環境や地域活動、政治参画など、幅広い面での取組をお伝えすることがちょっと欠けてしまうのではないかという意見であったような気がします。

また、あとですね、ジェンダーの多様性、LGBTQ+などと混同されないような発信が必要ではないかなと思います、今回取り上げさせていただきましたが、今後の取組や発信に向けての見解を伺います。

○石堂大輔議長

小林市民局長。

○小林秀祐市民局長

議員ご指摘の通り偏った教育をするということではございませんで、アンコンシャス・バイアス、無意識のうちに思い込み、偏見が形成されるのが、どうしても幼少期から青年期にかけての形成が、その後の人生に大きく影響を与えますので、このたびのウエーブレット第61号で取り上げておりますのは、家庭でできるジェンダー平等教育と題しまして、ご家庭においても学校教育の重要性もあるんですが、そういった観点から、ジェンダー平等教育についてご理解をいただきたいというそういう啓発の思いを込めて編集したものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○石堂大輔議長

(070616 西村議員 未定稿)

以上で、西村しのぶ議員の質疑・質問を終了します。